

令和7年度第1回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日時 令和7年10月23日（木）午後1時～同3時
- 2 場所 京都府教育庁3号館 教育委員室
- 3 出席者
【委員】 5名（欠席2）
【府教委】 教育監、学校教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長 他
【傍聴者】 なし
- 4 概要
1 開会
2 説明事項

(1) 前回委員会の概要について

※説明：配布資料参照、○は委員、●は事務局

(2) 令和7年度京都府いじめ調査（1回目）結果について

- 高校の未調査者について、前回未調査だった生徒は全員調査できたという理解でよいか。
- 卒業した生徒もいるため、前回未調査者全員に調査できたわけではないが、前回調査時に1・2年生で未調査だった生徒については、今回は未調査者に含まれていない。
- 未調査者に対して調査ができるようになった理由として、府の取り組みでスクールソーシャルワーカー（以下SSW）やスクールカウンセラー（以下SC）を活用した成果があったのか。未調査解消の要因について教えてほしい。
- 家庭との関係が改善したことで調査が可能になったケースもあると思われる。SCが直接関与したかどうかは具体的には聞いていないため、その点については今後確認が必要。
- 問題の解消に向かっているので、要因を明確にしておけば、他の小中学校や市町村でも参考になるのではないか。うまくいった事例についても分析し、他に活かすことが重要である。
- 未調査については、減ったとはいえ、まだかなりの数が残っている。内容を見ると、保護者とは接触できるが本人に会えないというケースがあり、保護者からの聞き取りなど工夫が必要だと思う。また、調査に応じられない状況にあるということは、いじめが深刻化している可能性が高い。フリースクールに通っている子どもや転校した子どもなども含めると、相当数に上り、いじ

めが背景にある子どもたちがそこにいるのではないかと考えられる。そこに切り込まなければ、調査の意味が問われるのではないか。また、自殺対策が注目されている公表されていないケースも含めると、いじめが原因の自殺はかなりの割合で存在していると思われる。そこにも切り込む必要がある。

- 昨年、SSWやSCの活用を提案したところ、対応していただいた。それぞれの専門職が教育委員会と協力し、先生方の負担を減らしながら、いじめの実態を把握できるよう工夫していただきたい。また、関係部署と連携し、SSWや心理士、弁護士などの専門職が協力して、誰がどう調査すれば実態を掴めるかを検討していただきたい。
- 重大事態として報告されるのは年に数件だが、実際にはもっと多くの子どもたちが苦しんでいる。しっかり把握しないままでは、どう対応すべきか分からない。先生方の負担と協力体制の構築について、専門職の方々から「こういう方法もある」と提案していただき、みんなで工夫して対応していくことが重要。
- 医療の分野ではPTSDが注目されており、トラウマについて親御さんや子どもたちと話す中で、自殺の原因にいじめが大きく関係していることが分かってきている。そのため、何とかこの委員会で提案できないかと考えている。
- 高校については、調査時に生徒が不在でも、1年以内に復学するか、進路変更するかなど、何らかの形でチェックが入る。中学校や小学校では、不登校のまま保護者との関係が悪化し、学年だけが進行するというケースもあるが、高校では比較的丁寧にチェックされている印象がある。
- 京都府では、SSWを「まなび・生活アドバイザー」と呼んでいる。その指導状況を確認したが、例えば、いじめのリストに載っている不安定な子どもたちに対して、学校からまなび・生活アドバイザーへの支援依頼があるかという点、残念ながら今のところほとんどない状況である。
- 我々はこの委員会で「いじめ」という視点で見ているが、フリースクールに通っている子どもたちは「不登校」という枠で捉えられており、そういった子どもたちに対して学校が「いじめ」という視点でアンテナを立てているかという点、まだ不十分だと感じている。
- 不登校の子どもたちについて、国の調査によると、友人関係が要因となっているケースが2～3割程度あるとされている。長期欠席者は50万人規模に達している。35万人の不登校児童が確認されており、そのうち2割が友人関係に起因する非常に深刻な状況。不登校の子どもたちの要因をしっかりとアセスメントし、友人関係がいじめに該当する可能性もあるため、いじめ調査だけでなく、学校に来にくい背景を深掘りし、クロス分析することが重要。
- 学校と保護者、学校と子どもが関係を持っていないという状況は、いじめ以外にも深刻な問題。これは生徒指導や教育相談全般に関わる課題であり、広く見ていく必要がある。
- フリースクールの中には、学校との連携を深めないことに意義を感じているところもある。それが是か非かは別として、学校長が出席扱いにできるかどうか、子どもの安全確認ができていかなど、別の視点からも確認が必要。現場ではすでに対応していただいていると思うが、フリースクールだけでなく、アクセスできない子どもたちの状況についても、福祉との連携や様々な支援制度の活用が求められる。

○未調査者の中で最も多いのがフリースクールに通っている生徒ではないかと思う。その中で、学校長が認めれば出席扱いになるフリースクールもあるが、そうでないところも多く存在する。連携が拒否されているケースもあり、協力的であっても学校長が認めていない、あるいは学校長は認めているが相手側が認めていない、または双方が連携できないなど、そうしたケースの実態はどうか気になる。相手が認めていないのに無理に踏み込むと、子どもにとっては負担になるため、慎重な対応が必要。その中で、手を差し伸べられるのに出していないのか、あるいは手を出せないから出していないのかによって、対応の方向性も変わってくる。子どもを傷つけたり、保護者を追い詰めたりすることにならないよう、慎重に判断する必要がある。

○特別支援教育に関しては、小学校・中学校・高等部でどのような傾向があるのか。

●高等部になると、他と大きく変わらない印象があるが、自己コントロールの課題が残っているため、トラブルが起りやすい傾向がある。小学校・中学校ではさまざまなケースがある。特に小学校では、自己コントロールの力をどう育てるかが重要なテーマであり、環境の中でそれをどう見つけていくかが課題。自己コントロールが未熟なために、叩いたりする行動が見られることがあるが、これは特定の児童による繰り返しのものか、今後増加する傾向があるのか、注意して見ていく必要がある。

○いじめの加害・被害の関係性について、小学校低学年では被害側が訴える力が強く、学年が上がるにつれて減少する傾向がある。また、いじめの態様についても、軽くぶつかる程度のものよりも、ひどく叩く・蹴るといった深刻なケースが増えており、今年はひどいものが軽いものを逆転している。軽い接触が見逃されている可能性もあり、丁寧な見直しが必要。

○校種別の分析や、衝動性の高い子どもへの対応も重要。暴力的な行動は発達障害だけでは説明できず、虐待など他の要因が関係している可能性もあるため、丁寧なアセスメントが求められる。多職種連携のもとで、さらに分析を進めていただきたい。

○SNS上でのいじめに関する数字がアンケートではほとんど上がってこない状況がある。重大事態の背景調査では、リアルな場面でのいじめとSNSでのいじめが並行して起きているケースがほとんどであり、片方だけという事例はほぼない。しかし、アンケート結果ではSNSいじめの回答が少なく、全国的にも同様の傾向が見られることから、潜在化している可能性がある。重大事態になるとSNS上で深刻な事例が発覚するケースがあるにもかかわらず、現状ではそれを拾い出せていない要因について、どのように考えているか。

●学校種ごとにスマホやSNSに関する指導の仕方が異なるが、高校では、情報モラルに関する指導を徹底しており、さまざまな形で生徒に対して啓発を行っている。そのため、生徒たちはネット上でのやり取りやSNSの危険性について一定の理解をしている。しかし、その中でも誹謗中傷や深刻なやり取りが発生した場合、アンケートで⑧「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる」を選んでいる可能性はある。ただし、これはあくまで感覚的なものであり、詳細な分析を行ったわけではない。

●小中学校について。小学校では学年によってスマホの保有率に差があり、低学年では未所持の児童もいる一方で、学年が上がるると所持者が増える傾向にある。中学校では、スマホ所持が一般的になっていることを踏まえ、SNS経由のトラブルが一定程度存在していると認識している。

- 児童生徒への聞き取りや生活アンケートの運用において、「冷やかし・からかいを受けた」といった行為にチェックが付くケースが多く、その背景にSNSでのやり取りが絡んでいても、記録上はリアルな項目に計上されやすい。SNSでの誹謗中傷や排除があっても、聞き取りの中で「どこで起きたか（SNSかリアルか）」が十分に切り分けられないまま、既存の行為に吸収される可能性がある。
- また、学校の指導状況については、小中ともに情報モラル教育を継続的に実施し、ネット上の言動が重大な影響を及ぼすこと、投稿やメッセージの扱いに関するルールや配慮などについて、日常的に啓発を行っている。ただし、それらの指導を強化していても、SNSでのやり取りが「からかい」などのリアル行為として計上される運用上の課題は残っており、調査での可視化には改善の余地があることも認められる。
- 中学校現場では、SNS上で発生する問題について、指導の際に「いじめ」という言葉を使わず、「トラブル」という表現で対応するケースが多い。これは、意図的に「いじめ」という言葉を避けているわけではなく、現場での対応が「SNS上のトラブル」という枠組みで行われるため。その結果、児童生徒がいじめアンケートに回答する際、SNSでの問題を「いじめ」と認識せず、回答に反映されない可能性がある。最近の傾向として、以前はLINEグループ内での仲間外しや画像の流出などがトラブルの原因になることが多かったのに対し、現在はダイレクトメッセージでのやり取りが増えている。この変化により、やり取りがより閉ざされた空間で行われるようになり、問題が表面化しにくくなっている。場合によっては、本人に知られないまま、友達同士で悪口を言い合うなど、本人が認識できない状態でトラブルが進行するケースもある。
- SNS上でのいじめは、従来のいじめと異なり、本人や教員が認識しづらい特徴を持っている。特に「匂わせ」と呼ばれる手法では、誰かを批判する投稿が、対象を明示せずに行われるため、読む側に「自分のことかもしれない」という漠然とした不安を与える。このような行為は、いじめの範疇に含まれるべきものだが、児童生徒や教員がそれと気づかないケースが多く、対応が遅れる要因となっている。さらに、SNS上で仲間外しや悪口が行われても、第三者が「これは問題だ」と声を上げなければ、事態は表面化せず、当事者の心理的負担がリアルな人間関係にも影響を及ぼすことがある。こうした「見えないいじめ」を可視化することは非常に難しいが、教育現場における大きな課題であり、考えていく必要がある。加えて、児童生徒の相談行動にも変化が見られる。身近な友人への相談が減少し、対面で会ったことのないSNS上で知り合った人への相談や、AIに相談するケースが増えている。これらは直接いじめに結びつかない場合もあるが、これからの子どもたちのコミュニケーションのあり方について考えたり、心の危機（SOS）の出し方に関する教育を推進したりすることの重要性を示している。このような背景から、いじめの重大事態防止に向けては、SNS利用の実態を踏まえ、見えないいじめの問題をどう把握し、どう早期に対応するかを考える必要がある。
- SNSを介したいじめ対応には、プライバシーの問題や被害者の心理的要因が複雑に絡み合っている。相談を受けたケースでは、LINEでストレートな誹謗中傷が行われていたが、学校に報告する際に「スマホを見せなさい」「LINEを見せなさい」と求められる可能性があり、これが児童生徒にとって大きなハードルとなっていた。スマホには人間関係や画像、発信内容など個人情報濃縮されているため、提示を求められることはプライバシー侵害のリスクを伴う。

- さらに、いじめの構造には「加害者が隠す」「傍観者が沈黙する」だけでなく、「被害者も隠す」という特徴がある。被害者が隠す背景には、スマホ提出によるプライバシー暴露への不安があり、これが相談をためらう要因になっている。実際、重大事態の調査では、性的な画像を送信した児童が「自分に関係ない」と否定し続け、親や弁護士が介入する事態に発展した例もある。
- こうした状況では、児童生徒が「嫌なことをされた」とは伝えるものの、SNSやスマホが関係していることをぼやかす傾向が見られる。これは、証拠提出によるプライバシー暴露を避けたい心理が働いているためである。したがって、ネット上のいじめ対応では、被害者が隠すメカニズムと、スマホ提出をめぐるリスクとのせめぎ合いを十分に考慮する必要がある。
- 児童生徒が一人一台端末を持つ環境を活用し、率直な意見や本音を引き出せる仕組みを導入できるのではないかと。AIに相談する時代であることを踏まえ、デジタルツールを使った調査は、従来の方法よりも子どもが安心して情報を提供できる可能性がある。
- また、未調査者を減らす調査方法を検討する際には、教員の負担を過度に増やさないことが重要。現場で実現可能な方法を模索し、いじめられている子どもやその家族だけでなく、いじめている子どもの抱えるしんどさも把握できる仕組みが望まれている。
- 端末を活用したアンケート調査については、すでに一部の学校で実施されている事例があるものの、現状では多数派ではない。紙によるアンケートには、記入の際の様子なども含めて心理的な動きが見えるという利点があり、これを重視して紙を選択する学校も少なくない。しかし、端末を使うことで、登校していない児童生徒にもアプローチできる可能性がある。例えば、端末を通じて調査を配信し、回答を得る仕組みを整えることで、不登校の子どもにも情報収集が可能になる。今後は、紙と端末のそれぞれのメリットを踏まえ、どのように端末を活用していくかを検討することが重要。特に、家庭からの回答や不登校児童への対応など、ICTを活用した柔軟な方法を取り入れることで、より包括的な調査が可能になると考えられる。
- いじめ対応において、弁護士の役割は学校と保護者の信頼関係を回復し、問題解決を円滑に進める上で重要。加害者とされる側の保護者には、いじめの定義を誤解しているケースが多く、法律家が正しく説明し、学校と協力する方向へ導くことが求められる。一方、被害者側も感情的にならず、問題点を冷静に学校へ伝える必要があるが、担任が若手や経験不足の場合、対応に苦慮することがある。その際、弁護士が代理人として介入することで、学校との調整がスムーズになる。
- ただし、すべての弁護士がいじめ問題に詳しいわけではないため、子どもの権利に詳しい専門家や、いじめ調査の経験を持つ弁護士と教育委員会が連携する仕組みが重要。京都市では今年度から、各区の要保護児童対策協議会の代表者会議のメンバーとして子どもの権利委員会の弁護士が参加し、困った時にすぐ相談できる体制を整えている。こうした第三者の活用により、学校と保護者の信頼関係を回復し、適切な対応を進めることが期待される。
- 京都府内では、いじめアンケートをタブレットで実施する自治体もでてきているとのことだが、小学校低学年では操作が難しいため、質問文を分かりやすくするなどの工夫が必要。タブレット利用、紙双方に長所と短所がある。現場では、より良い方法を模索しながら改善を進めることが必要である。

○また、SNSに関しては、予防的な取組としてメディアリテラシー教育が重視されている。しかし、どれだけ力を入れても取りこぼしは避けられないため、「取り組みの有無」よりも、「どれだけ力を入れても残った課題をどう分析するか」が重要。いじめやSNSトラブルはゼロにはならないという前提で、継続的な改善と分析が求められている。

重大事態について～非公表～